

Ⅵ 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関して、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率 （旧措令 38 の 4 ⑫一）	○ 適用除外となる土地等の譲渡の範囲から独立行政法人空港周辺整備機構に対する土地等の譲渡が除外されました。	本措置は、平 10. 1. 1 から平 25.12.31 までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。
(2) 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率 （旧措令 38 の 5 ⑥一）	○ (1)と同様の改正が行われました。	(1)の適用時期等と同じとなります。
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 （旧措法 65 の 4 ①六、改正法附則 87 ②）	○ 適用対象から空港周辺整備計画に係る事業の用に供するために土地等が地方公共団体に買い取られる場合が除外されました。	平 22. 4. 1 前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
(4) 承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例 （旧措法 65 の 15、68 の 85 の 2、旧措令 39 の 9 の 3、39 の 109 の 2、旧措規 22 の 9 の 3、22 の 72 の 2）	○ 適用期限（平成 21 年 6 月 30 日）が到来したため廃止されました。	—

Ⅶ その他の改正

○ その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 受取配当等の益金不算入 （法令 21 ②）	○ 負債の利子に含まれる生命保険契約及び損害保険契約に基づく一定の利子について、保険業法の規定による生命保険会社及び損害保険会社の締結した契約に基づくものであることが明確化されました。	—
(2) 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入 （旧法 35、旧令 72、72 の 2、155 の 2、改正法附則 17）	○ 制度が廃止されました。	平 22. 4. 1 前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(3) 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入 （法令 84）	○ 共済金について、保険業法の規定による保険会社等が支払う保険金又は一定の共済金であることが明確化されました。	—

改正事項	改正の内容	適用時期等
(4) 国内源泉所得 （法138九、法令177①三、183、改正法附則10①）	○ 国内源泉所得に含まれる生命保険契約及び損害保険契約に基づく年金について、保険業法の規定による生命保険会社及び損害保険会社の締結する保険契約に基づくものであることが明確化されました。	平22.4.1前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(5) 罰則 （法159、改正法附則146） （160～162、改正法附則146） （旧法163、改正法附則146）	○ 脱税犯に係る懲役刑の上限が10年（改正前5年）に、罰金刑の定額部分の上限が1,000万円（改正前500万円）にそれぞれ引き上げられました。 ○ 秩序犯に係る罰金刑の上限が50万円（改正前20万円）に引き上げられました。 ○ 税務職員の守秘義務違反に対する罰金刑の上限が100万円（改正前30万円）に引き上げられたうえで、国税通則法に国税の調査等に関する事務に従事している者又は従事していた者の守秘義務違反に対する統一的な罰則規定を設けられたことから規定が法人税法から削除されました。	平22.6.1前にした行為については従来どおり適用されます。 同 上 同 上
(6) 公共法人の範囲 （法別表第一、平15財務省告示第606号、平22財務省告示第111号）	○ 公共法人の範囲に次のものが追加されました。 ・ 独立行政法人国立がん研究センター ・ 独立行政法人国立国際医療研究センター ・ 独立行政法人国立循環器病研究センター ・ 独立行政法人国立成育医療研究センター ・ 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター ・ 独立行政法人国立長寿医療研究センター	平22.4.1から施行されます。
(7) 交際費等の損金不算入 （措法61の4①、68の66①）	○ 適用期限が平成24年3月31日まで2年延長されました。	—
(8) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例 （措法62①、68の67①）	○ 適用期限が平成24年3月31日まで2年延長されました。	—
(9) 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例 （平成20年改正措令附則44④）	○ 認定特定非営利活動法人制度について、パブリック・サポート・テスト等の実績判定期間を2年とすることができる特例の適用期限が、初回の認定申請について平成23年3月31日まで1年延長されるなど複数の項目に改正が行われました。 詳しくは「認定特定非営利活動法人制度改正のあらまし（平成22年4月）」（パンフレット）でご確認ください。	—
(10) 特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例 （旧措法66の12、68の96の2、旧措令39の23の2、39の122の2、旧措規22の13、22の76の4、改正法附則92、121）	○ 制度が廃止されました。	平22.4.1前にされた指定の有効期間内に支出する特定地域雇用会社に対する寄附金については、従来どおり適用されます。
(11) 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用 （措法66の13①、68の98①）	○ 適用期限が平成24年3月31日まで2年延長されました。	—

〔参考〕租税特別措置の適用額明細書の提出制度の創設

租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的として、租特透明化法が平成 22 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されています。

この租特透明化法の施行により、租税特別措置の適用額明細書の提出制度が創設されています。

〔創設された制度の内容〕

法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る事業年度又は連結事業年度において法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとするものは、適用額明細書をその法人税申告書に添付しなければならないこととされました(租特透明化法 3)。

(1) 法人税関係特別措置

法人税関係特別措置とは、租税特別措置のうち措法第 3 章の規定によるものをいいます。なお、租税特別措置とは、内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置又は内国税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき設けられた内国税に関する法律の特例で、措法（税負担を不当に減少させる行為の防止に関する特例等の規定を除きます。）により規定されたものをいいます（租特透明化法 2①一・二）。

(2) 適用額明細書

適用額明細書とは、法人税申告書を提出する法人が、その法人税申告書に係る事業年度又は連結事業年度において適用を受ける各法人税関係特別措置の内容、適用額など法人税関係特別措置の適用の状況の透明化を図るために必要な事項を記載した一覧表をいいます（租特透明化法 2①八）。

(3) 適用額明細書を添付しない法人等の法人税関係特別措置の不適用

適用額明細書を添付せず、又は虚偽の記載をした適用額明細書を添付して法人税申告書を提出した法人については、その法人税申告書に係る事業年度又は連結事業年度において適用を受けようとする法人税関係特別措置の適用はありません（租特透明化法 3②）。

ただし、適用額明細書の添付がない法人税申告書又は適用額明細書の記載に虚偽がある法人税申告書の提出があった場合においても、誤りのない適用額明細書の提出があったときは、故意に不添付又は虚偽記載をしたと認められる場合を除いて、その適用額明細書に係る法人税関係特別措置を適用することができます（租特透明化法 3③）。

〔適用時期等〕

平成 23 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に係る法人税の申告について適用されます（租特透明化法附則 2①）。